

遊水地整備に伴う桜井地区治水まちづくり検討協議会



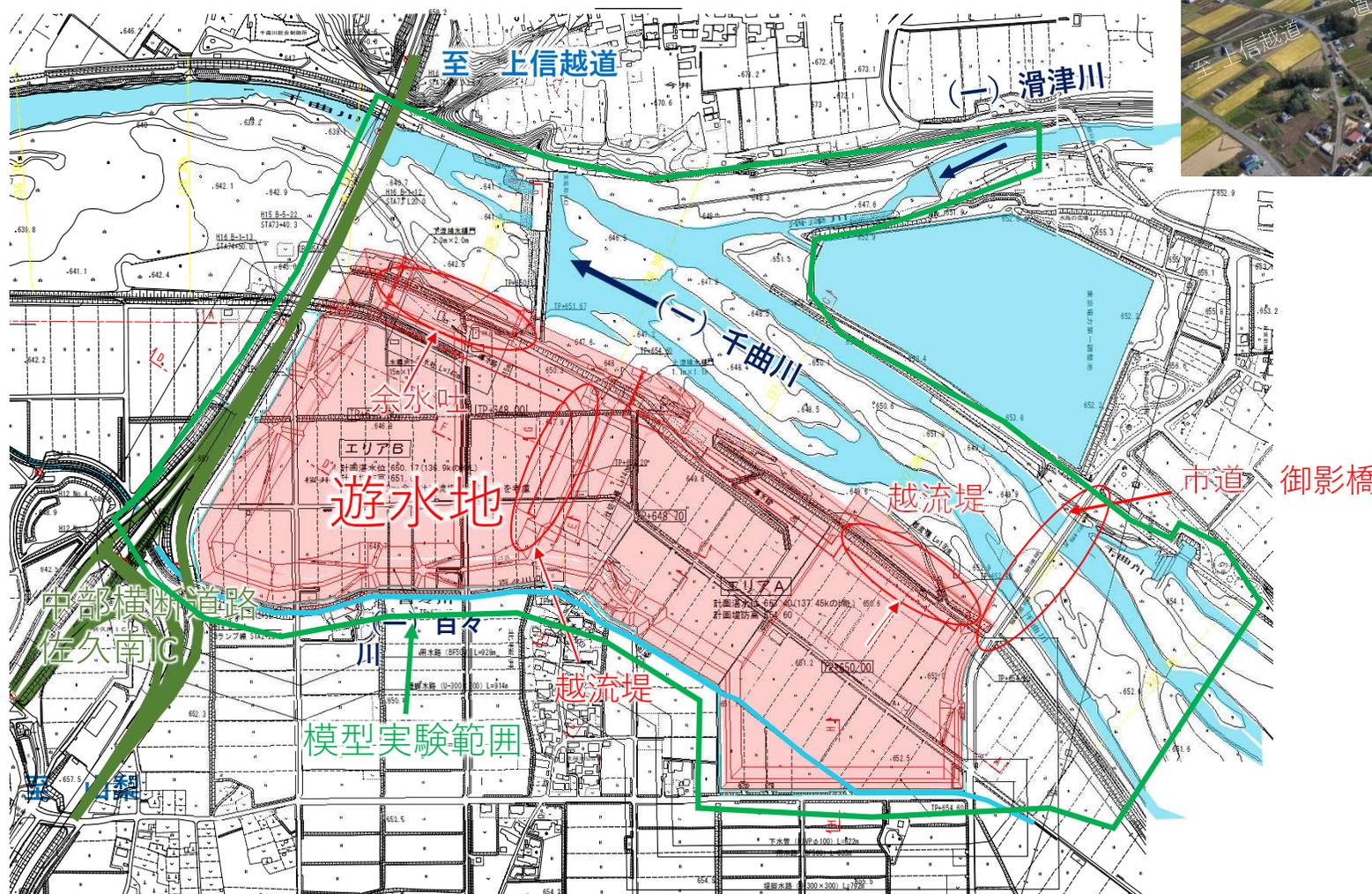
長野県佐久建設事務所
令和6年3月18日

遊水地整備に伴う桜井地区治水まちづくり協議会

桜井地区で計画している遊水地 概要

○施設概要

- 令和元年10月の台風19号により甚大な被害が発生した佐久建設事務所管内の（一）谷川、（一）田子川、（一）滑津川では、改良復旧により河川断面の拡幅工事を実施しています
- 3河川の改良復旧工事により、千曲川への流入量が増加するため、桜井地区に遊水地を設置し、千曲川の負担増加を解消するものであります



計画地写真



○遊水地概要

A=31 ha
V=1,100,000 m³

< 協議会設立までの経過 >

1) 住民説明会：4回開催

(第1回：R2年12月,第2回：R3年9月,第3回：R4年2月,第4回：R5年2月)

2) 意向調査：4回実施

(第1回：R3.2月、第2回：R3.10月、口頭確認2回)

- ・ 第4回住民説明会において、課題解決に向けて今後協議会を立上げることがを提案し、承諾をいただいた

3) 検討準備会の設立 (R5.6.8)

- ・ 検討協議会の設置に先立ち、遊水地計画に関する諸課題の整理を目的とした、準備会を設立した

4) 検討準備会：4回開催

(第1回：R5.6/8、第2回：7/14、第3回：9/7、第4回：11/28)

- ・ 第4回検討準備会において、準備会から検討協議会への移行について、承諾をいただいた

< 整理された課題 >

○ 遊水地の計画に関すること

- ・ 遊水地の基本諸元
- ・ 御影橋左岸付近の内水被害の懸念
- ・ 湛水時、水位による圧迫感
- ・ 北桜井区を縦断する用水の内水被害懸念
- ・ 百々川の改修
- ・ 流域治水（田んぼダム）

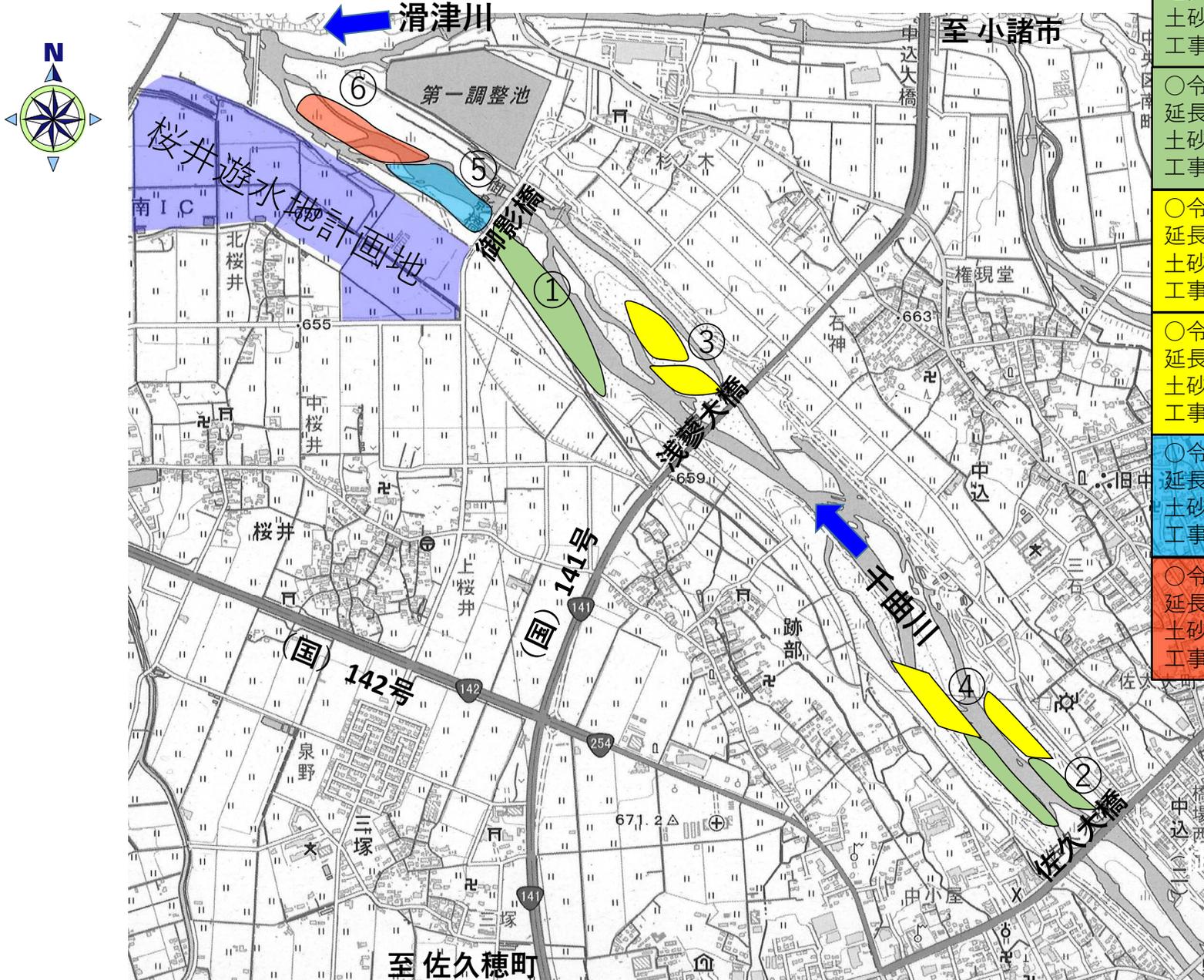
○ 地権者に関すること

- ・ 地権者会の設立
- ・ 用地買収・用地補償

○ 遊水地施設の維持管理・利活用に関すること

- ・ 遊水地内の維持管理
- ・ 千曲川本川の浚渫・立木伐採
- ・ 防災（学習）・避難施設
- ・ 遊水地の敷地利用

千曲川堆積土砂除去（実施中）



○令和2年度 延長 450m 土砂除去 35,700m ³ 工事期間 R3.5月～R4.3月	①
○令和2年度 延長 340m 土砂除去 25,500m ³ 工事期間 R3.5月～R4.2月	②
○令和3年度 延長 330m 土砂除去 15,800m ³ 工事期間 R4.5月～R5.2月	③
○令和3年度 延長 620m 土砂除去 22,800m ³ 工事期間 R4.5月～R5.2月	④
○令和4年度(竣工) 延長 400m 土砂除去 18,600m ³ 工事期間 R5.3月～R5.12月	⑤
○令和5年度(今後施工) 延長 300m 土砂除去 20,000m ³ 工事期間 R5.12月～R6.7月(予定)	⑥

千曲川堆積土砂除去（実施中）

○令和4年度(竣工)
延長 400m
土砂除去 18,600m³
工事期間 R5.3月～R5.12月

⑤

○令和5年度(今後施工)
延長 300m
土砂除去 20,000m³
工事期間 R5.12月～R6.7月(予定)

⑥

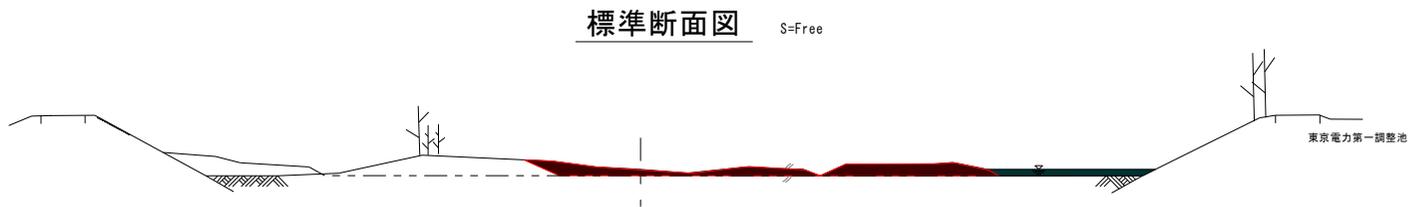
竣工後



着手前



着手前



< 検討協議会の設立 >

(設置) 要綱第1条

・治水まちづくり検討準備会で整理された主なご意見を踏まえ、遊水地の基本諸元や内水被害の懸念、施設の維持管理・利活用、防災に強いまちづくり等について協議するため、協議会を設立する

(任務) 要綱第2条

- (1) 遊水地の計画に関する事
- (2) 遊水地施設の維持管理・利活用に関する事
- (3) 地権者に関する事

・協議会は、部会から報告を受けた事項について、協議会として意思を表明する

< 検討協議会の設立 >

(部会) 要綱第5条

- ・ 協議会には、(1)計画、(2)維持管理・利活用、(3)地権者の部会を置く。
- ・ 部会は協議結果を協議会に報告する

(協議会) 要綱第4条

- ・ 協議会に協議会長及び協議副会長を置き、それぞれ長野県佐久建設事務所長、佐久市建設部長とする
- ・ 協議会は、会長が招集する
- ・ 協議会は、委員の内、桜井地区区長会・住民代表・地権者代表の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない

(部会) 要綱第5条

- ・ 部会は、委員の内、桜井地区区長会・住民代表・地権者代表の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない

< 検討協議会の設立 >

(組織) 要綱第3条

・ 協議会の委員は、次の構成団体から選出する

(1) 桜井地区区長会

(2) 桜井地区住民代表

(3) 桜井地区地権者代表

(4) 長野県佐久地域振興局

(5) 佐久市総務部、経済部、建設部

(6) 長野県佐久建設事務所

・ 委員は、推薦及び承認により途中から追加することができる

・ 委員は、オブザーバーから必要により意見を求めることができる

< 検討協議会の設立 >

< オブザーバー > 必要により意見を求める

【長野県】 佐久地域振興局

環境・廃棄物対策課、商工観光課、佐久農業農村支援センター

【佐久市】

環境部、福祉部、教育委員会事務局 社会教育部、
農業委員会事務局

【関係機関】

・ 佐久平土地改良区、東京電力リニューアブルパワー（株）

< 今後の協議会・部会の開催予定 >

- 計画部会開催（6年度：第1四半期）
- 維持管理・利活用部会開催（6年度:第1四半期）
- 地権者部会開催（6年度:第1四半期）